

議事日程 (第3号)

平成28年12月13日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第48号議案 平成28年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 2 第49号議案 平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)
- 日程第 3 第50号議案 平成28年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 4 第51号議案 平成28年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- (日程第1～日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第53号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第54号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第55号議案 中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- (日程第5～日程第7 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第56号議案 中間市農業委員会の委員の定数に関する条例
- (日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 第57号議案 中間市道路線の廃止について
- 日程第10 第58号議案 中間市道路線の認定について
- (日程第9～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議員提出議案 中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する第1号 る条例
- (日程第11 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議員提出議案 中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する第2号 条例の一部を改正する条例
- (日程第12 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第13 請願第1号 中間市国民健康保険税の引き上げの中止を求める請願
- (日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求め第18号 る意見書

- 日程第15 意見書案 ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備  
第19号 促進を求める意見書  
(日程第14～日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第16 意見書案 国民年金等改定法案の撤回を求める意見書  
第20号  
(日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第17 意見書案 公契約法の制定を求める意見書  
第21号  
(日程第17 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第18 意見書案 自衛隊を南スーダンから直ちに撤退させることを求め  
第22号 る意見書  
(日程第18 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第19 意見書案 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書  
第23号  
(日程第19 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第20 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員 (18名)

1番 堀田 英雄君	2番 植本 種實君
3番 田口 善大君	4番 小林 信一君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 田口 澄雄君	8番 掛田るみ子君
9番 草場 満彦君	10番 中尾 淳子君
11番 山本 慎悟君	12番 佐々木晴一君
13番 安田 明美君	14番 中野 勝寛君
15番 原田 隆博君	16番 下川 俊秀君
17番 井上 太一君	19番 米満 一彦君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	後藤 哲治君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	園田 孝君
総合政策部長	………	藤崎 幹彦君	市民部長	………	柴田精一郎君
保健福祉部長	………	小南 敏夫君	建設産業部長	………	間野多喜治君
教育部長	………	濱田 孝弘君			
環境上下水道部長	………				久野 裕彦君
市立病院事務長	…	貞末 孝光君	消防長	………	三船 時彦君
総務課長	………	後藤 謙治君	財政課長	………	田代 謙介君
安全安心まちづくり課長	………				村上 智裕君
企画政策課長	………	蔵元 洋一君			
世界遺産推進室長	………				安永日出男君
市民課長	………	大内 智二君	課税課長	………	森満 学君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	介護保険課長	………	冷牟田 均君
土木課長	………	藤田 晃君	産業振興課長	………	船津喜久男君
教育総務課長	………	田中 英敏君	下水道課長	………	岩切 伸一君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	八汐 雄樹君
書記	熊谷 浩二君	書記	池田 恭君

---

午前9時59分開議

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第1. 第48号議案

日程第2. 第49号議案

日程第3. 第50号議案

日程第4. 第51号議案

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第1、第48号議案から日程第4、第51号議案までの平成28年度各会計補正予算4件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第48号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,180万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ185億1,830万円とするものであります。歳入の主なものといたしましては、総務費国庫補助金において、社会資本整備総合交付金のうち、街なみ環境整備事業分が410万円、教育費国庫補助金において、私立幼稚園就園奨励費補助金が150万円、寄附金が110万円それぞれ増額されております。

歳出の主なものといたしましては、総務費において、来年度ユネスコに提出予定である世界遺産保全活用計画の基礎資料となる遠賀川水源地ポンプ室の各部材、構造等を調査するための建物調査委託料1,130万円が追加されております。商工費においては、来年2月に開催予定のフットパスイベント実施のための委託料100万円が追加されております。教育費においては、国の保護者負担軽減措置拡充に伴い、私立幼稚園就園奨励費補助金が450万円増額されております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

## ○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第48号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第49号議案、第50号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第48号議案平成28年度中間市一般会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

歳出につきましては、民生費におきまして、民間の介護事業所の防犯強化対策として防犯カメラ等の設置費用への補助金200万円、民間保育所の保育士の業務負担軽減のためのシステム導入費用、事故防止のためのビデオカメラ設置費用への補助金320万円が計上されております。

また、本年度実施予定としておりました子育て支援センターの改修を総合的に見直し、来年度以降に見送ったため、設計委託料1,060万円全額が減額されております。

歳入の主なものは民生費国庫補助金におきまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金200万円、児童虐待、DV対策等総合支援事業費補助金20万円、保育対策総合支援事業費国庫補助金430万円が計上されております。

討論において、委員から「子育て支援センターの活用方法を再検討することのだが、青少年の健全育成の観点から、ぜひ青少年、中高生が音楽等を楽しめるような憩える場所としての活用を検討していただきたい」との意見がありました。

次に、第49号議案平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

歳出の主なものは、人事異動に伴う人件費として740万円、出産件数の増加に伴い、出産育児一時金を180万円、C型肝炎の新薬などによる医療費の増額に伴い、高額医療費拠出金を3,370万円、前年度補助金確定等に伴い、諸支出金が2,040万円追加され、支出額の確定に伴い老人保健拠出金が100万円、後期高齢者支援金等が1,610万円、介護納付金が1,880万円が減額されております。

歳入の主なものは、国庫支出金及び県支出金のうち高額医療費共同事業負担金がそれぞれ840万円、高額医療費共同事業交付金が4,890万円、一般会計繰入金が850万円追加されております。

また、国庫負担金のうち療養給付費等負担金が1,150万円、国庫補助金が480万円、県補助金が190万円、歳入欠陥補填収入が3,050万円減額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ2,747万円が追加され、予算の総額を歳入歳出それぞれ82億424万円とするものでございます。

次に、第50号議案平成28年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

歳出につきましては、保険事業勘定では、人事異動に伴う人件費として770万円が追

加されております。また、介護サービス事業勘定では、予防給付ケアプラン作成件数の増加により、新予防給付ケアプラン作成委託料として、居宅介護支援事業費が430万円が追加されております。

次に、歳入につきましては、保険事業勘定では、歳出補正に伴う職員給与等繰入金が770万円追加されております。また、介護サービス事業勘定では、居宅支援サービス計画費収入が430万円追加されております。

以上により、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ778万円、介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ432万円、あわせて1,210万円が追加され、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,499万円とするものでございます。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第48号議案、第49号議案、第50号議案につきましては全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

**○議長（堀田 英雄君）**

次に、佐々木晴一産業消防委員長。

**○産業消防委員長（佐々木晴一君）**

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第48号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び第51号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第48号議案平成28年度中間市一般会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

まず、歳入におきましては、交通安全対策特別交付金を200万円、農村整備総合事業費補助金を100万円増額するものとなっております。

歳出の主なもの、総務費では、交通安全対策費におきまして、ガードレール等安全施設を設置する交通安全施設整備工事に200万円が計上されております。

農林水産業費では、農地費におきまして下大隈地区のかんがい用水ポンプの設置工事の工事請負費として250万円が計上されております。また、消防費では、消防施設費におきまして、消防施設整備に要する経費として空調及びインターホンの購入に390万円が計上されております。

次に、第51号議案平成28年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

まず、歳入におきましては、下水道受益者負担金の賦課対象面積が増加したことにより、下水道受益者負担金を800万円増額し、これに伴い一般会計繰入金が624万円減額されております。

次に、歳出におきましては、下水道受益者負担金の一括納付件数が増加したことにより、下水道受益者負担金報奨金が176万円増額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ176万円を増額補正し、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,548万円とするものでございます。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第48号議案、第51号議案ともに全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

**○議長（堀田 英雄君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（堀田 英雄君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（堀田 英雄君）**

討論なしと認めます。

これより第48号議案から第51号議案までの平成28年度各会計補正予算4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第48号議案平成28年度中間市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（堀田 英雄君）**

ご異議なしと認めます。よって、第48号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第49号議案平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（堀田 英雄君）**

ご異議なしと認めます。よって、第49号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第50号議案平成28年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告

のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第50号議案は委員長の報告のとおり可決すること  
に決しました。

次に、第51号議案平成28年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を  
採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告  
のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第51号議案は委員長の報告のとおり可決すること  
に決しました。

---

日程第5. 第53号議案

日程第6. 第54号議案

日程第7. 第55号議案

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第5、第53号議案から日程第7、第55号議案までの条例改正3件を一括  
して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長(下川 俊秀君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第55号議案について審査を行  
いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は本市を訪れる観光客の市内散策及び市民の日々の移動手段として活用  
していただくことを目的に実施されているレンタサイクル用自転車並びに観光案内用音声  
ガイドサービス端末の貸し出し事業について使用者の年齢制限を引き下げるものであり  
ます。

改正の内容といたしましては、学生など若い方も気軽に利用してもらえるよう、使用者  
の資格を現行の20歳以上から改正後は中学生以上へと拡大するものであります。なお、  
条例の施行日は平成29年1月1日となっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきと決した次第であ  
ります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長(堀田 英雄君)

次に、安田明美市民厚生委員長。

#### ○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第53号議案及び第54号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第53号議案中間市市税条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は日本と台湾との間で所得に対する租税の二重課税の回避及び脱税の防止などの措置を講じるため、民間租税取決めが締結されたことによる所得税法等の一部改正に伴い改正されました外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の規定に基づくものでございます。

改正の内容といたしましては、同法による特例適用利子等及び特例適用配当等の所得について、他の所得と区分し、市県民税所得割額として3%を分離課税するものでございます。

なお、施行日につきましては、所得税法等の改正にあわせ、平成29年1月1日とし、平成30年度の市県民税から適用となっております。

次に、第54号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

本市の特別会計国民健康保険事業につきまして、昨年度に国民健康保険税を改定いたしました。C型肝炎の高額な新薬が保険適用とされたことなどから、保険給付費が1億7,470万円増加し、医療保険分の基礎課税額及び介護納付金課税額が収収不足となっております。このことから、国民健康保険税の改定を国民健康保険運営協議会に諮問したところ、子育て世代に考慮した国民健康保険税の改定を行い、なお歳入が不足する部分については一般会計からの法定外繰り入れを行うよう強く要請するとの答申を受け、国民健康保険税の税率等を改定するものでございます。

この改定により、平成29年度におきましては、約4,610万円の歳入増額が見込まれ、国民健康保険事業の財政運営の適正化が図られるものでございます。

また、第53号議案中間市市税条例の一部を改正する条例と同様に、所得税法等の一部改正に伴い改正されました外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の規定に従い、市民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額等に含めるものでございます。

なお、施行日につきましては、所得税法等の改正によるものであつては、平成29年1月1日とし、平成30年度の国民健康保険税から適用することとなっております。

また、国民健康保険税の税率改定にあつては平成29年4月1日とし、平成29年度の国民健康保険税から適用することとなっております。

討論において、委員から「国民健康保険の加入者は失業者、年金生活者等、低所得者の

人たちが多い。また、中間市の所得は全国平均を1とした場合、0.585というデータも出ている。こうした厳しい状況の中、3年間に2度の値上げには反対する」との意見がございました。

最後に、採決いたしました結果、第53号議案は全員賛成で、第54号議案は賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

**○議長（堀田 英雄君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（堀田 英雄君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

**○議員（6番 青木 孝子君）**

第54号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

市町村が運営する国民健康保険制度は、健康保険や共済保険に加入していない労働者や自営業者、年金生活者、また失業者が加入している医療保険制度です。

国民健康保険の加入者は全市民の3割にものぼり、世帯数では約4割を占めています。また、失業者や非正規労働者、年金生活者が8割という低所得者が加入しています。

いま、4年連続の賃金引き下げとアベノミクス不況による物価の高騰、年金の引き下げなど市民生活は困窮しています。中間市民の所得は全国平均を1として0.585という水準にあります。

こうした状況のなかで、今回、国民健康保険税約4,610万円の引き上げの条例が提案されています。昨年の平成27年度に約7,000万円引き上げられたばかりであり、今回改定されると、この3年間に2回も引き上げられることとなります。また、今回の引き上げ案では、世帯の人数が増えるほど課税額が大きくなる均等割の比重が高く、少子化問題にも逆行するものになっています。

市民の重い負担になっている国民健康保険税の引き上げはやめるべきです。

**○議長（堀田 英雄君）**

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（堀田 英雄君）**

これにて討論を終結いたします。

これより第53号議案から第55号議案までの条例改正3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第53号議案中間市市税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第53号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第54号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、第54号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第55号議案中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第55号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

---

## 日程第8. 第56号議案

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第8、第56号議案中間市農業委員会の委員の定数に関する条例を議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長(佐々木晴一君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第56号議案中間市農業委員会の委員の定数に関する条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例の制定は、平成28年4月に農業委員会等に関する法律が施行され、目的規約が農業者の地位向上から農業の健全な発展に書きかえられたこと、農業委員の選出方法が選挙による選出から市長が議会の同意を得て任命する任命制に改められたこと、及び委員の定数を条例で定めることとされたことに伴うものであります。

条例の内容といたしましては、中間市農業委員の定数を定めるものであります。

また、附則において、選挙による選出の制度が廃止されたことに伴い、中間市農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止し、あわせて農業委員の報酬について農林水産省から成果実績に応じた報酬の支給が求められていますことから、中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正し、能率給について規定するものとなっています。

なお、施行日につきましては、現在の農業委員の任期満了にあわせ、平成29年7月20日となっております。

討論において委員から「この条例は農業委員会等に関する法律が施行されたことに伴うものであるが、目的から農民の地位向上を削除したこと、農業委員会から農業及び農民に関する事項についての意見の権利等を削除したこと、農業委員の公選制から市町村長の任命にかえたこと、これらは農業委員会を政府並びに行政機関による農政の下請け化をねらうものであり反対する」との意見がありました。

以上の審査の後、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

**○議長（堀田 英雄君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（堀田 英雄君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。宮下寛君。

**○議員（5番 宮下 寛君）**

第56号議案中間市農業委員会の委員の定数に関する条例について反対討論を行います。

農業委員会の委員の定数を定める条例についての今回の改定は、昨年国会で農協改革関連法案の一環として農業委員会等に関する法律の改定、まさに改悪というべきものですが、これが成立したことを受けたものであります。

第1に、法の目的第1条から農民の地位向上を削除したことです。これまで農業委員会は農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与するということが法第1条でうたわれました。1951年、制度の発足時、基本的な考え方として農地制度の運用、及び農業全般にわたる問題を農業者の創意と自主的な協力によって総合的に解決していくための農業者の民主的機関と位置づけられていました。これを削除することによって制度の根幹を変質させ、政府の農政による制約が強まることは必至と言わなければなりません。

第2に、農業委員会から農業及び農民に関する事項についての意見の公表、建議等を削除したことです。多くの市町村で自治体への農業振興策の提案、政府へのTPP反対の意

見など、農民の声を代弁する重要な役割を果たしてきましたが、法文からこの削除はこの役割を自主的に否定しようとするものであります。

第3に、農業委員の公選制から市町村長の任命にかえたことです。公選制は農家の代表機関としての農業委員会の役割を保障する基本的な制度でした。農地の所有者や耕作者から委員が新任され、その意見を農地行政や農業振興策に反映させる上でも不可欠とされてきました。農村の現場では公選制は不都合という声は全くなく、逆に任命制になれば恣意的な人選になる懸念も否定できないと危惧されています。今回の法改定はこれらの声を無視して強行されたもので、民主主義の重大な後退と言わねばなりません。

安倍首相は2012年の政権復帰以来、企業が世界で一番活躍しやすい国づくりを公言し、その障がいとなる制度を岩盤と見立て、ドリルで穴をあけると宣言し、医療などとともに中心的なターゲットとされてきたのが農協とともに農業委員会でした。

このように法改定は安倍首相の戦後レジーム体制からの脱却という独自のイデオロギーを色濃く反映したものと言えます。

今回の条例改定はこうした安倍政権の言いなりに農業委員会を政府並びに行政機関による農政の下請け化をねらうものに沿ったものであり、反対するものであります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより第56号議案中間市農業委員会の委員の定数に関する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第56号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

**日程第 9. 第57号議案**

**日程第10. 第58号議案**

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第9、第57号議案及び日程第10、第58号議案の市道路線2件を一括して議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第57号議案及び第58号議案に

つきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第57号議案中間市道路線の廃止について申し上げます。

今回、廃止される路線は殿牟田団地20号線及び殿牟田団地23号線の2路線であります。この2路線の廃止の理由につきましては、中間市土手ノ内三丁目地内及び北九州市八幡西区岩崎四丁目地内の行政界上にあります私道を北九州市が同市の市道として認定することを契機として、両市が行政区域を超えて市道認定することとなりましたことから、一たん路線の廃止を行うことによるものです。

次に、第58号議案中間市道路線の認定について申し上げます。

今回、認定される路線は、殿牟田団地20号線、殿牟田団地23号線、殿牟田団地30号線、塘ノ内11号線及び松ヶ岡団地20号線の5路線であります。

まず、殿牟田団地20号線、殿牟田団地23号線及び殿牟田団地30号線の3路線につきましては、中間市土手ノ内三丁目地内及び北九州市八幡西区岩崎四丁目地内の行政界上にあります私道を北九州市が同市の市道として認定することを契機に、両市が行政区域を超えて市道認定するに当たり、中間市道として認定する道路を殿牟田団地23号線、私道に接続する道路を殿牟田団地20号線及び殿牟田団地30号線として認定するものであります。

次に、塘ノ内11号線及び松ヶ岡団地20号線の2路線につきましては、従来から当該地区住民の生活道路として利用されておりますことから認定するものであります。

最後に、それぞれ採決しました結果、第57号議案、第58号議案ともに全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

**○議長（堀田 英雄君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（堀田 英雄君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（堀田 英雄君）**

討論なしと認めます。

これより第57号議案及び第58号議案の市道路線2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず57号議案中間市道路線の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第57号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第58号議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第58号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

**日程第11. 議員提出議案第1号**

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第11、議員提出議案第1号中間市議会の議員の定数を求める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。植本種實君。

○議員（2番 植本 種實君）

私の提案は議員定数を定める条例の一部を改めるものであります。議員定数を2削減し、19から17にするものです。そして、次の選挙からこれを施行するものであります。

提案の理由は、まず中間市の人口減にあります。10年前、議員数を21から19へ減しましたが、そのときの中間市の人口は約4万8,000人でした。10年たって、その後、社会状況、市民生活は大きく変化し、昨年行われた国勢調査では、中間市の人口は約4万2,000人でした。そして、高齢化率は30%以上でございます。

この計算ですと、市の人口が4万人を割るのは4年後でございます。そこで、人口が減りましたので議員数も2名を削減するものであります。

また、中間市の厳しい財政状況があります。人口の減少により地方交付税も減額となります。そして、それに伴いますが、社会保障費などは増加していきます。つまり、収入が減って支出は増加します。このようなときこそ、行財政改革はぜひやらなければなりません。この行財政改革は市民の皆様のご同意とご理解が絶対に必要でございます。お互いに信頼関係がない限り、行財政改革は成功いたしません。議員自ら率先して身を削る改革を行い、改革にまい進すれば市民の方のご理解と信頼は必ず得られるはずでございます。議員自ら身を削る議員定数の削減を行い、範を示すべきと私は思います。

また、議員には執行部のチェック機能がありますが、これは行財政改革を行っていく上で十分にその役割は果たすことができると考えます。

議員数を減すことにより、市民の皆さんの小さな声が行政に届きにくくなるという意見

がありますが、そうならないよう、各自治会、各校区まちづくり協議会や市民の方のボランティア活動と密接に話し合い、市民ニーズをくみ取っていき、行政、市民、議会が一体となって、安心、安全な素晴らしい郷土中間市づくりに励むべきだと私は思います。

以上の理由により、議員数を2人削減して17にすることをご提案いたします。議員各位のご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げて、私の提案理由の説明といたします。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

議員提出議案第1号中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。

この条例改定では、現在の19名の議員の定数を2名減の17名とすることです。この議案が提出される前の議会運営委員会では、この問題での議論が数カ月にわたってなされてきましたが、結論としては、削減と現状維持、逆に増員との三つの意見が出され、その集約ができず、結果的に議会運営委員会の答申はこの三つの意見を紹介するのみにとどまりました。

議員数削減会派の主な主張は、人口減と財政的厳しさ、県下平均との比較でした。中には前回立候補の際の支持者との約束というのもありましたし、一部には議員を削減して報酬をふやして、やる気のある若者が議員になれる環境をつくるというのもありました。いずれにしても、議員数削減会派の主張の中心は財政問題だと思われま

す。それでは、議会の役割とはいったい何でしょうか。そして、その役割との関係で議員数を減らすということがどういう意味を持つのでしょうか。元来、議会とは住民のさまざまな意識の代表としていろんな住民意思を反映する議員によって構成をされています。議会はそうした複合的な市民意識の統合体として少数意見も含めて良識的に議論をし、一定の方向性を示していくことにその役割があります。また絶対的な権限を持つ市長に対して対等な立場からのチェックと監視の役割を有します。これを二元代表制と言います。

中間市の場合は残念ながらこの後者の役割が余り機能しているとは思いません。市長の

出してくる議案に対しほとんど議論をすることもなく、黙ったままで賛成をすることが恒常化をしています。これでは二代表制とは言えません。

また、職員の生活保護費不正受給問題では監督責任を口実に議会解散をしましたが、議会の役割は行政に対するチェックと監視ですから解散をすることはむしろそのことが責任の放棄につながるものでした。多くの市民の皆さんもそのことを指摘をされていました。市議会に対する信頼の欠如はこうした一連の流れの中で増幅をされてきました。昭和33年市政施行時の議員数は30名でしたし、投票率は92.18%でした。しかし、前回の解散後の選挙では48.64%と投票率も最高時に比べると半減をしています。

こうした傾向は議員数の変化の少ない国政選挙にまで大きなマイナスの影響をもたらしています。この低投票率は国際社会の中でも異質です。今市民の皆さんから議会に問われているのは、議員の数という量の問題ではなく、議員としての質の問題ではないでしょうか。全国的には議会基本条例等の施行の中で議員と市民との距離の接近を図る努力が強められています。中間市でもぜひそのような努力が必要だと思います。そして、政治にかかわる者全般に求められているのは、市民の政治からの憂慮を容認することではなく、市政と議会とをつなぐことだと思います。今、出されている議員定数削減はそうした議会にとっては議会不要論にもつながる一番やってはならない行為だと思います。

最後に財政問題を言うならむしろ議員報酬を下げてでも数は維持すべきだと思います。

以上のことから、この定数削減条例に対しては反対をいたします。

#### ○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。佐々木晴一君。

#### ○議員（12番 佐々木晴一君）

議員提出議案第1号中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について賛成討論をさせていただきます。

我々中間市議会議員は中間市民が願うこと、主張すること、いわゆる民意の代弁者であります。日本全体が現在少子高齢化の中にあって、我が中間市も高齢化率36%の自治体であります。提案理由の説明がありましたように、年追うごとに減らされる国からもらう地方交付税、それに対して年追うごとに減っていく人口と市民税、この先の中間市の行く末は誰もがわかりません。ただ、わかるのは、今以上に中間市の財政事情が悪化するのとは明らかであるということだけあります。

そんな不安材料に対する施策として、行財政改革があります。市民の皆さんはその行財政改革の最重要ポイントとして中間市議会議員の議席数の大幅削減を求めています。

お会いする中間市民の皆様は口々に今の19議席の議席数は多過ぎると言われます。この多過ぎるといふこの声は、私だけではなくここにおられる議員の皆さん、職員の皆さんも多くが聞いておられるに違いないと思います。

議席大幅削減の声の背景には、かつて北九州市との合併を否決した中間市議会に対する

深い不信感があるものと思われまゝす。それは合併破談後からの急激な中間市議会議員選挙の投票率の低下に顕著にあらわれています。

そういった中間市民の声は耳にタコができるほど聞いていた私は、かねてより議会運営委員会の席上で議席の大幅削減を主張してまいりました。個人的には現在の19議席から9議席削減し10議席にすべきであると主張してまいりました。今も個人的には10議席にすべきであると考えています。

しかし、私の所属する会派である明政クラブで協議した結果、議席削減数は4議席と決まり、中間市議会の議席数は15議席が望ましいと決した次第です。その会派の意見調整の結果を議会運営委員会でことし3月から協議している議席数のあり方についての議題の中で発表し（発言の声あり）他の会派の議員と協議を重ねてまいりましたが、4会派が議席削減を主張するも2会派が現状維持、1会派が議席をふやすことを主張したため採決にいたることができず、意見がわかれたそのままを堀田議長に答申として10月17日に議会運営委員会の委員長の手から答申が提出されております。

中間市民から最も強い要望案件であるにもかかわらず、議会運営委員会では意見を一本化することができず停滞してしまいました。そこでこの状況を打破すべく植本副議長は決意し、2議席削減案を議員提出議案として提出していただきました。そのことにより再び動き出すことができたわけでございます。

また、私を初め8人の議員が賛成者として名を連ね、合計9名の議員による議員提出議案と今回はなった次第でございます。これは本当に喜ばしいことです。かねてより私個人では9議席削減、会派では4議席削減を主張してまいりましたので、2議席削減では本当は不本意ではありますが、中間市民の民意である議席削減を現実的に勝ち取るために、今回は植本副議長の提案したこの2議席削減を強く支持し、求めるものであります。

以上により、議員提出議案1号中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案に賛成いたすものであります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決することに決し

ました。

---

## 日程第12. 議員提出議案第2号

### ○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第12、議員提出議案第2号中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。米満一彦君。

### ○議員（19番 米満 一彦君）

私は、自民党中間市議団の米満です。提案理由を説明いたします。

先ほど、議員2名削減の中で、耳ざわりのいい、実は本音でもないようなことをちょっと言われたような気がしますけど、ただいま議員定数の2名削減が可決されました。これで中間市議会議員の定数が19名から17名になったわけであります。私は非常に残念でならない。果たして、中間市民の皆さんがこの可決をどのように思っておられるのか、議員を減らせという市民からの要望は議会や一人一人の議員のその活動に対する不信感があり、我々としては大変残念ながら市民の皆様から声が上がっているのも実情であります。それは議員の正義感や使命感、自覚をもとにした日ごろの活動や期待はずれしたことにはかならんと思います。

我々議員は市民のこのような潮流を理解し、その中に我々自らの役割を位置づけ、議員としてのやるべき職責が欠落しないよう、新たなる決意を持って議員活動をしていかなければならないと思います。

以上申し上げましたが、果たして2名削減だけでいいんでしょうか。市の税収も年々少なくなっていく中で、今後ますます進行する高齢化を踏まえれば、我々議員も一層の歳出改革に取り組むことが必要じゃないかと考えます。

そこで、私は議員報酬の1割削減を提案したいと思います。今、中間市の一般財源の中から議員報酬が1.06%、金額にして1年間に1億8,808万5,000円かかります。今、2名の定数削減が決定しました。これで市の出費が1年間に1,216万74円不要となります。また、1割、議員報酬を削減いたしますと、年間に1,191万3,792円、比較しますとほとんどかわらない。

つまり、議員2名削減と議員報酬1割減はかわらないということです。なぜ議員定数を減らさなくてはならなかったのか、市民にマイナスになってもプラスになることにはなりません。「2名削減すれば市民は納得する」「報酬減は生活に困るから」そんな一部の議員の声を耳にします。本当に冗談ではありません。

2名の議員を失うということは、それだけ市民、また地域住民の声が市政に伝わってなくなる。こういう考えの議員がおるから中間市の市民がほかの市町村に移っていかれるんじゃないですか。

共産党議員さんは、議員として続ける以上は24時間その意識を持っておかななくてはならない。私も全くそのとおりだと思います。災害、事故等を考えてのことだと思います。

この議員定数の議題は数カ月前から議会閉会中の中でも議会運営委員会、小林委員長のもとで4度審議され、数々の議論をされた中で、会派の代表の一人から議員報酬とは労働の対価で報酬に見合うだけの議員活動をする体制を整えるべきで、議員定数を減らすにしても報酬を削減するとしても、議会改革を行って、議会の活性化を図るべきで、議長不信任が可決された現議長のもとではここ三、四年特別委員会もなし、常設の特別委員会ではない、もう少し審議したらどうかという意見。また、定数削減よりも今までにない考え方や経験を持つ人物が登場しやすい定数増員の制度にかえるべきで、1割報酬カットで現状のままとするという意見。また、ある会派の代表議員が、先ほど申されました人が、9名議員定数を削減したらいいと。これには私驚きました。議運の中での発言で、議事録にも残っておりますが、こんな議員で本当に中間市は大丈夫なのか。このような功名心にはやって、自覚のないうちに発言をし、市民に与えるこうかつ、かつ悪意に満ちた根拠のない悪質な発言であって、厳しい非難に値する。また、この議員の会派に議長もおられるから本当に驚きました。

もう少しこのような決断の発言をされるのであれば、基本的な知識を持たれるのが肝要ではなかろうかと思われる。ただただ役欲しさに数だけを集める、そんな政争に明け暮れる大多数の不勉強な議員は全く市政に役立っていない、役立っていないどころか、税金をむだ食いする有害な存在と言えるでしょう。こんなことでは中間市民が不安でしょうがない。先ほど申したとおり、市の税収も少なく、高齢化による医療、介護費の激増等で財政が悪化します。よって、報酬1割カット、先ほど決まった定数2削減で約1,200万円、1割報酬カットで約1,200万円、計2,400万円。これによって市の財政負担も軽減され、市民からは少しは評価されるのではなかろうかと考えます。

この中間市も財政を再建するという確固たる意志を行政が持ち、市民がそれらの改革を理解していただきたいと思います。

そこには市のほうも社会保障の制度をわかりやすく、広報などでいねいに説明することが必要かつ重要なことと思います。そのことによって、市民のこれから先の不安も少し和らぐのではないかと思います。我々議員は非常勤の特別職であるから、報酬は生活給ではありません。議会活動の対価であり、定数削減、報酬1割減はいろいろの面で苦痛を伴う方もおられると思いますが、議員はごく一部の仕事を除いて兼業が認められていますから、生活費が必要なら仕事をなさってください。どうか各議員の皆様方、今議員の真価を問われるのは私たち議員自身です。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

最後に、私たち議員の報酬は活動費であって、職員の皆さん方の給料は生活費です。でもって、報酬、議員報酬1割減になっても職員の給料は取り扱わないように市長に申し添えまして、私の提案とさせていただきます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第2号中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### 日程第13. 請願第1号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第13、請願第1号中間市国民健康保険税の引き上げの中止を求める請願を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております請願第1号中間市国民健康保険税の引き上げの中止を求める請願につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回提出されました請願は2,682名の署名を添えて提出されたもので、第54号議案にも関連しているものでございます。請願の趣旨としまして、国民健康保険税は従来10年を超える単位で税率の変更をしてきているのですが、昨年度に引き上げられ、さらに来年度、引き上げとなると、3年間に2度の税率の引き上げで、異例で異常な事態であること、また高齢者や低所得者の割合の多い国民健康保険で税率の引き上げは加入者の可

処分所得を減少させ、地域経済の疲弊につながることで、世帯の人数がふえるほど課税額がふえる均等割の比重が高く、少子化問題にも逆行するものであることから国民健康保険税の引き上げの中止を求めるものでございます。

討論において、委員から「国保加入者の生活は非常に厳しくなっている、このような中、引き上げの中止を求めることに賛成する」との意見がありました。

最後に採決いたしました結果、請願第1号は賛成少数で不採択とすべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

**○議長（堀田 英雄君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（堀田 英雄君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

**○議員（6番 青木 孝子君）**

請願第1号中間市国民健康保険税の引き上げ中止を求める請願について賛成討論をいたします。

この請願の賛同の趣旨は、第54号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての反対討論で述べたとおりです。

ところで、高過ぎる国民健康保険税は国庫支出の割合を1984年度の50%から2009年度の24.7%へと半減したためです。さらに、こうした国庫負担の削減が国保世帯の貧困化と一体に進んだことが事態を一層深刻にしています。

国保加入者の平均所得は1990年度には年間240万円でしたが、2009年には158万円に下がっています。同じ時期に1人当たりの国保税は6万円から9万円に跳ね上がっています。今、国保は財政難から保険税の値上げ、滞納増、財政難という悪循環に陥っています。年金生活者や失業者も加入する国保はもともと適切な国庫負担がなければ成り立たない制度です。ところが、歴代政府は国の社会保障予算を抑制するため、国保の国庫負担を削減してきたため、国保税の高騰に歯どめがかかraなくなっています。このような国政から市民の生活を守る防波堤が市政ではないでしょうか。

国民健康保険税引き上げ中止を求める請願署名2,682筆には生活苦を訴える切実な声が入っています。市民の命と健康を守るために国保税の引き上げは中止すべきです。

以上、議員の皆さんの賛同をお願いいたしまして賛成討論といたします。

**○議長（堀田 英雄君）**

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより請願第1号中間市国民健康保険税の引き上げの中止を求める請願を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立少数であります。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり不採択することに決しました。

---

日程第14. 意見書案第18号

日程第15. 意見書案第19号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第14、意見書案第18号及び日程第15、意見書案第19号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

公明党の中尾でございます。意見書案2件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

最初に、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書案でございます。

東日本大震災、熊本地震を初め、土砂災害、大水害等各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでおります。本年においても4月の熊本地震のみならず8月以降の複数の台風により、特に北海道や東北地方を中心に多くの人命が失われ、甚大な被害に見舞われました。また、10月には鳥取でも震度6弱の地震が発生しています。迅速な復旧、復興とともに安全安心な国づくりに資する防災、減災対策は喫緊の課題であります。

よって、政府におきましては、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求めます。

1、被災者支援システムの全自治体への完備、普及や学校単位での自主防災コミュニティの組織化や訓練の実施等、地域防災力の向上を図ること。2、大規模水害から住民の命と暮らしを守るための自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成や避難行動に直結するハザードマップの作成、適切な避難勧告、指示発令のための体制構築を図ること。3、災害に強い防災拠点の整備としてスマートフォン等で家族の安否や緊急連絡を得られるようにするための公衆無線LANの設置や災害時におけるトイレ機能確保のためのマンホールトイレの整備を促進すること。4、子どもや女性、高齢者や障がい者が避難所生活でつらい思いをすることがないように避難所の環境整備や防犯対策を強化すること。

つづきまして、ホームドアの設置と内方線付き点状ブロックの整備促進を求める意見書

案の提案説明を行います。

本年8月、東京メトロ銀座線青山一丁目駅で、盲導犬を連れていた視覚障がい者の男性がホームから転落し、死亡するという大変痛ましい事故がありました。またその対策に動き出していたやさき、10月には、近鉄大阪線河内国分駅で、全盲の男性がホームから転落し特急電車にはねられ亡くなるという事案が発生しました。

現在、1日に10万人以上の乗降客がある全国250駅のうちホームドアが設置されている駅は77駅にとどまっています。また平成28年3月末現在、全国約9,500駅のうちホームドアの整備が完了しているのは665駅であります。駅の安全対策の観点からも列車との接触や転落防止に効果が高いホームドアや転落防止柵の設置は急務であります。

また、ホームドア等が設置されるまでの対策として、視覚障がい者がホームの内側を判別できる内方線付き点状ブロックの整備も重要であります。

現在、1日の利用者が1万人以上の駅での整備率は63%であります。ぜひ全駅において整備を進めるべきであります。

総合的な転落防止対策の検討を急ぐとともに、駅ホームのさらなる安全性向上に向け、下記の事項について取り組むことを強く求めます。

1、ホームドアの設置にあたっては、全ての鉄道駅ホームの危険箇所の実態調査を速やかに行うこと。とりわけ、転落の危険性が高い駅については、現在計画中の駅とあわせ、速やかな設置を実現すること。2、内方線付き点状ブロックの整備については、全駅での整備を促進すること。3、ソフト面の対応として、希望者への駅係員のアテンドや、一般旅客に対する誘導案内、さらに視覚障がい者への積極的な声かけ等事故を未然に防ぐ対策を強化すること。

以上、意見書を提出いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、意見書案第18号地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第19号ホームドアの設置と内方線付き点状ブロックの整備促進を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第19号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第16. 意見書案第20号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第16、意見書案第20号国民年金等改定法案の撤回を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

意見書案第20号国民年金等改定法案の撤回を求める意見書案について提案理由を申し上げます。

今回の改定案には二つの問題があります。一つは、賃金と物価のどちらが上がっても下がっても、下がるほうにあわせて年金を引き下げるという点です。賃金も物価も両方とも上がった場合という四つの状況のうちで唯一年金を引き上げる条件がある場合でもマクロ経済スライドが適用されます。

しかも、問題点の二つ目は、この適用が単年度で終了できない場合は翌年度以降に繰り越しのできるキャリアオーバー制度が導入されるということです。マクロ経済スライドの考え方は今まで物価が下がってきたのに年金は下げてこなかった、その調整をしようというわけですが、物価下落の大きな原因はパソコンやテレビ、携帯電話などの電化製品の機能アップを実質的な単価の引き下げと見ての物価への反映です。公共料金や食料品等は確実に値上がりが続いています。今2019年10月からの消費税の10%への引き上げが準備されていますが、消費税が引き上げられた場合、確実に物価は上がります。しかし、この間の消費税の引き上げの中で賃金は下がり続けているのが特徴です。

安倍首相は賃金が上がる状況をつくっていくと言いますが、それならもともとこうした

法律は要らないのではないのでしょうか。

年金は高齢者や社会的弱者に対する支給という性格から地域での購買力に多大な貢献をしています。この年金をこれ以上下げ続けるこのような法案が通りますと、地域経済にマイナスの影響を生み出し、若者の雇用にも悪影響を及ぼすのではないのでしょうか。

そうなりますと、そのことが引き金となってさらなる負の連鎖を生み出すこととなります。絶対にやるべきではない施策だと思います。

以上のことから、この法案の撤回を求めて、意見書への提案理由といたします。ご賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第20号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第20号国民年金等改定法案の撤回を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第20号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第17. 意見書案第21号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第17、意見書案第21号公契約法の制定を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

公契約法の制定を求める意見書案の提案説明をいたします。

厳しい財政状況のもとで、国や地方自治体では公共工事や委託事業などの公契約において、過当競争と相まって、低価格、低単価の契約が増加しています。このため、受注先である民間企業の経営悪化と労働者の賃金や労働条件の著しい低下を招くという問題が生じています。労働者の賃金を人間らしく働ける一定の水準にし、事業の質を確保することを契約者に求める法律や条例をつくるのが今、求められています。

対象となる分野は、民間に委託される清掃業務や福祉、保育、公的施設のビル管理など多岐にわたります。

建設業では1990年代にバブル崩壊で建設労働者の賃金水準が下落し、2000年に入ると公共工事の入札価格はさらに低下しました。低価格受注のもとで労務管理が徹底せず、法令で高所作業を禁止されている18歳未満の労働者が作業中に海中に転落する事故さえ起きました。公共事業の低価格入札は建設労働者のまともな暮らしはおろか、命まで守れないものとなっています。

また、国土交通省は、51職種の設計労務単価を2013年4月から平均15.1%、2014年2月から平均7.1%、2年間で労務単価が全国平均22.2%引き上げていますが、実際に賃金引き上げを行った企業は3分の1にとどまっています。

2009年5月に公共サービス基本法が制定され、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保が明記され、国や自治体の努力義務としています。その中で、不公正な取引関係を改善するとともに、公正な労働基準の確保及び労働関係法令の順守、社会保険及び労災保険の全面運用を徹底させること、さらには男女平等参画社会の構築や障がい者雇用の促進など、積極的に施策を講じることとし、民間企業の模範となることがうたわれています。その実現のためには、公契約法の制定が不可欠です。

また、国際労働機関ILO第94号条約は、公共事業の労働者の賃金や労働条件は地域の民間企業に劣らない有利なものでなければならないとしています。日本はこの条約を批准していません。このILO第94号条約を早期に批准するとともに、地方自治体における公契約条例の制定に向けた環境整備のために公契約法の制定が急がれます。

よって、中間市議会は国及び政府に対し公契約法を早期に制定するよう要請するものです。

以上、ご賛同のほどお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第21号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

○議員(9番 草場 満彦君)

意見書案第21号に対しての討論を行います。

公共入札ではだれでも参加できて、かつ最も安価で入札した方が落札するという一般競争入札が望ましいと考えられて推奨されております。

本市の入札率はいかかなものかという思いはするんですが、しかし、入札に関しては、単なる価格競争だけではなく、総合政策的な入札方法、例えば、趣旨説明でもありましたけども、非正規雇用の減少、男女雇用の均等、障がい者への雇用増大、職場の安全性確保などの考慮を入札の評価対象に入れた総合政策的な入札方法にかえようという議論が国でも起きております。

私ども公明党も遠山衆議院議員が中心となって推奨に努めているところでございます。今後、具体的な議論が必要ではあります。先ほど申し上げた総合政策的な入札方法を推奨して、民間企業への経営悪化や労働条件の悪化等を防いでいくことが必要であると考えます。

よって、本意見書案には賛成をいたします。

○議長(堀田 英雄君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第21号公契約法の制定を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、意見書案第21号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第18. 意見書案第22号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第18、意見書案第22号自衛隊を南スーダンから直ちに撤退させることを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員(5番 宮下 寛君)

自衛隊を南スーダンから直ちに撤退させることを求める意見書案についての趣旨説明を

行います。

南スーダンは、2013年12月に大統領派と副大統領派との戦闘を機に内戦状態となっています。2015年8月に両派の和平交渉が成立したものの、ことし7月首都ジュバにおいて攻撃ヘリや戦車が出動するなど、4日間で300人以上の死者が出る大規模な戦闘が発生しています。

さらに、10月12日、国連南スーダン派遣団は首都ジュバを結ぶ幹線道路で民間人を乗せた車両が攻撃され、20人以上が死亡するなど、ここ数週間各地で暴力や武力紛争が増加していることに強い懸念を示す声明を発表しています。

南スーダンの事態は自衛隊がPKOの参加が前提となる停戦合意など5原則が崩壊していることは明らかです。このような状況の中で自衛隊に駆けつけ警護などの新任務を付与し派遣することは政府軍や反政府軍と戦闘になる危険性は大きいと言わざるを得ません。

憲法9条は、武力の行使は認めておりません。今こそ憲法の立場に立った紛争の解決のための外交努力や非軍事の民政支援を強化すべきです。自衛隊を南スーダンから直ちに撤退することを求める事に対して、議員諸氏のご賛同をお願いいたしまして、趣旨提案を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第22号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第22号自衛隊を南スーダンから直ちに撤退させることを求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第22号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第19. 意見書案第23号

### ○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第19、意見書案第23号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

### ○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第23号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

### ○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第23号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本意見書については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第23号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20. 会議録署名議員の指名

### ○議長（堀田 英雄君）

これより日程第20、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において中尾淳子さん及び下川俊秀君を指名いたします。

---

○議長（堀田 英雄君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。  
よって、平成28年第4回中間市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前11時35分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長           堀 田 英 雄

議 員           中 尾 淳 子

議 員           下 川 俊 秀